

総務常任委員会会議録			
日 時	平成27年10月 7日（水）	開 議	午後 6時00分
		散 会	午後 8時45分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	山田委員長、安斎副委員長、酒井（隆裕）・斉藤・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、斉藤委員、濱本委員を御指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

○総務部長

発言に当たりまして、発言の訂正と資料の提出をめぐりまして委員会の開議を遅らせてしまいまして、申しわけございませんでした。

それでは、発言させていただきます。

昨日の各会派説明における発言の訂正について申し上げます。

説明の中で、現行の参与は、労働契約法に守られている嘱託員でありますので、市長であっても正当な理由なく解雇を行うことはできないという言い方をいたしました。参与を正当な理由なく解雇することができない根拠は、労働契約法ではなく、労働基準法及び小樽市嘱託員就業規則でありました。労働契約法は地方公務員は適用除外となることから、地方公務員法で特別職と規定されている嘱託員についても同様に適用除外になるものであり、小樽市の嘱託員についての労働関係は、労働基準法の規定に基づいて制定している小樽市嘱託員就業規則がその根拠となるということになります。この小樽市嘱託員就業規則では、解雇できる理由を限定しており、参与についても、この理由に該当しなければ、解雇することができないということになります。

このたびは法令の適用違いにより議会の混乱を招き、そのことに対しておわび申し上げます。今後はこのようなことのないよう、十分注意を払ってまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○市長

まず、議決後からの経過の報告について話をさせていただきます。

参与の任用につきましては、第 3 回定例会における結果を受け、その対応について現在も検討を行っているところでありますが、経過といたしましては、9 月 16 日の予算特別委員会における採決後、議会において議論された内容について整理を開始いたしました。その後、9 月 25 日の本会議における結果を踏まえ、打合せを行いました。結論には至りませんでしたので、9 月 30 日に、各会派の皆様方には、協議中であるとの説明をさせていただいたところです。その後、各会派説明における意見や指摘を踏まえた上で打合せ会議を重ね、また、この間、顧問弁護士にも確認しつつ、今後の方向性を模索いたしました。現在も結論には至っておりません。しかしながら、報酬額、職務内容、勤務時間、雇用期間の 4 項目を中心に検討しておりましたので、昨日はその旨を報告させていただくとともに、もう少し時間をいただき、具体的な方向性を定めていきたいというお願いをさせていただいたところであります。

なお、経過の詳細については、提出させていただいた資料に記載しておりますので、御参照いただければと思います。

引き続き、定例市長記者会見の内容についてお伝えいたします。

まず、昨日の記者会見は、市長応接室において午前 11 時から開催したのですが、冒頭、私から、参与の件も含め、9 月中の出来事やこれから市として行うことなどを概括的に報告した上で、記者との質疑応答となりました。

参与に関する私からの報告の内容は、資料の上段にあるとおりであり、事前に各会派の皆様には説明した内容と同様の内容で報告しております。

質疑応答の内容の概要については、質問順に下段以降に整理しておりますが、記者との質疑応答はいろいろな項目に関する質問がランダムに行われておりますので、資料では参与に関する質問のみを質問順に抜き出したものと

なっています。記者からの質問は、私の報告内容の中で特にアンダーラインを引いている箇所を中心に行われたものだと思いますが、主なやりとりを説明しますと、次のとおりとなります。

まず、議会において、参与にかかわる補正予算案、条例改正案が否決されたことを受け、どのような対応を検討しているのか、そして、その内容や検討結果を示す期限はいつになるのかについての質問がありました。これについては、議会意思を尊重し、参与の任用条件、例えば給与の問題、雇用形態の問題など、議会で御指摘のありましたことについて検討を行っているとお答えしております。なお、検討結果を示す時期については、できるだけ早い時期とさせていただきます。

また、議会の結果が、参与を解雇する正当な理由にはならないのかといった質問に対しては、任用権限が市長にあることから、議会の結果を受けて職員を解雇することはできず、今回の議会の結果を受けて解雇するようなことがあれば、他の嘱託員への影響もありますし、また、堤氏個人への人権問題に波及しかねないおそれがあることをお話しいたしました。

また、堤氏が報道機関の取材に対して、市長に雇われているので、自分の身分については市長の判断に従うと答えていることを理由に、人権問題は相当程度解消されるのではないかと質問には、これは本人の受止めだけの問題ではなく、議会判断を受けて市長が職員を解雇できるのかどうかという問題であり、職員を特出しして解雇を行うことが人権問題に結びつきかねない懸念があるということをお答えしております。

最後になりますが、今回の私の判断が今後の議会運営に与える影響についての質問には、今後も議員の皆様には丁寧に説明していかなければならないという話をさせていただきました。

参与を正当な理由なく解雇を行うことができない根拠法令の適用違いについては、冒頭に総務部長が申し上げたとおりですので、その内容について、報道機関に対し、訂正する予定であります。

○委員長

これより、質問に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、新風小樽の順といたします。

自民党。

○濱本委員

◎参与を正当な理由なく解雇できない根拠とした法令の誤りについて

ここまで開議の時間が、16時から18時ということで2時間も遅れたというのは、本当に遺憾という言葉が、使われ方はいろいろありますけれども、遺憾です。議会側の責任というよりは、市長部局の調整不足ということが現実だろうと思います。

それから、ただいま市長から報告がありましたけれども、総務部長が会派説明の際に引用した法令が適当ではなかったという謝罪がありました。当然、会派説明の折には、その内容については、事前に市長と打合せをした上で各会派に説明しているものだというふうに理解しております。総務部長が独断で説明に来るということではないのだろうと思います。そういう中で、指揮命令監督権のある市長として、任命権者の市長として、自分の部下が適切ではない法令適用というか、適切ではない法令を基に説明したということに関して何らの発言もない。これは非常に、最高責任者という言葉がいいのかどうかどうもわかりませんが、市長としていかなものかなと思いますが、まず、その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長

先ほど説明させていただいたとおりでございます。

○濱本委員

説明の中になかったから、聞いたのですよ。それなのに、説明したとおりです、そのような答弁はないと思いま

す。質問に対する答弁の趣旨が合っていないということですから。もう一回、確認してください。

○委員長

委員長から市長に伺います。今の発言について、委員の御質問には、正確には私は答えていないと思います。そのことについて、市長のお考えを述べていただきたいと思います。

○総務部長

（「違うって」と呼ぶ者あり）

濱本委員がおっしゃいますとおり、昨日の会派説明に関しましては、市長と打合せをした上で行っております。そういった意味で、市長が謝るという、おわびを申し上げるということもございましょうけれども、直接話をさせていただいた私の大きなミスもあるというふうに思っておりますので、私から発言させていただいたという次第でございします。

○濱本委員

私は、市長に聞いたのですよ。自分の部下が議会に対してそういうミスを犯したと。そのことに関して、任命権者である市長としてどういう認識を持っているのかと確認しているのに、総務部長が、私の責任ですと。そのようなことを聞いているわけではなく、冒頭に総務部長は、私の責任ですということは言っているのですから、市長の認識を確認しているのですよ。

○市長

冒頭に総務部長が話をしていたように、責任を持って謝罪しておりますので、私としては、それを受け止めているということでございます。

○濱本委員

それでは答えになっていないですよ。それで答えだと思ったら、大きな間違いですよ。自分の部下がそういう事前の自分との協議をした上で、そういう適切でない法令を根拠にして説明したということに関していえば、自分の任命権者としての責任があるでしょう。それに関して、どうして自分の認識がないのですか。もう一回、確認してください。

○市長

このたびのことにおいて、先ほど、総務部長自身がそういう責任を背負って謝罪しておりますので、それに対して私自身は、受け止めているということでございます。

○濱本委員

受け止めている、ではないの。あなたが任命権者で、総務部長に対して管理監督責任があるのですよ。その総務部長がミステークしたということに対して、あなたは思うのですかということを知っているのですよ。受け止めているとか、受け止めていないとか、そういう答弁ではない。その意味がわからないのであれば、全然ここから先に進めないですよ。もう一回、確認してください。

○委員長

市長にもう少し誠実な答弁を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○市長

答弁の繰り返しのようには聞こえるかもしれませんが、総務部長として、責任者の一人として、それに対する謝罪を皆様の前でしておりますから、それに対して私としては、受け止めているということでございます。

（「違う」と呼ぶ者あり）

（「あんたが指示したんでしょう」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

いやいや。市長部局内での話は、今の話でいい。議会に対して、外の部分に対して、任命権者のあなたは、部下

がミステークしたのですよ、そのミステークに対してどういう認識を持っているのかと確認しているのに、それでは答えになっていないではないですか。

○委員長

市長に私から伺いますが、最高責任者としての市長としての発言を濱本委員は求めていると思います。そういった意味で、今、総務部長が謝罪しましたが、そういう意味で、最高責任者です。市長の発言を求めたいと思います。

私から一つ例を出しますが、例えば、不祥事があった、そういった場合、長である最高責任者は、議会に対しても、多少なりとも言葉はあります。そういった意味で、市長として発言を求めているわけです。そういった意味で、市長の答弁を伺いたい。

（「不祥事……、はあ」と呼ぶ者あり）

○市長

不祥事というのは、不祥事とはイコールではないというふうには思っておりますけれども、職員においてのミスに対し、部長自身が責任を持って謝罪しておりますので、その責任を感じ、取り組んでおりますから、任命権者としても、その役割に対しては、私としても、職務を果たしていただいているというふうに感じております。

○濱本委員

全然話がかみ合っていないですよ。事前に打合せをして、会派説明に来ました。その打合せの内容を是として、市長自身も、記者会見で根拠法令として労働契約法を持ち出し、話しているわけですよ。それが誤りだったということです。総務部長は、独断で会派説明に来たわけではなく、あなたの命を受けて、市長の命を受けて会派説明に来たのですよ。その内容に誤りがあったと。任命権者としても、責任を感じて当たり前なのでないですか。今までの市長の答弁には、そのかけらすら感じられない。いま一度、答弁をお願いします。

○市長

今までお話ししたことも、責任者としてお話ししているということでございます。

○濱本委員

申しわけないですけども、そのような答弁では、ここからの先の質問、ほとんどできません。自分が責任者でしょう。任命権者でしょう。自分が任命した人間が説明の中でそういう瑕疵があった、そのときに任命権者の管理監督責任があるのではないですか、まして事前に協議しているのだから。今の答弁では全然そんなもの、みじんのかけらもありません。もう一回してくださいよ。

○委員長

市長に確認します。もう一度、濱本委員に対して誠実な答弁をお願いいたします。

○市長

総務部長という、責任者の一人として取り組んできたことに対して、冒頭に皆様に対してお話をさせていただいておりますので、私としてはそれを、行っていたいた、その責任を背負っていただいていることに対して受け止めているということでございます。

（「自分の責任はどうなんですか」と呼ぶ者あり）

○濱本委員

委員長、全然答弁がかみ合っていない。今日は1時間という予定でやっているのですけれども、これではもうこの先の私の持ち時間で質問するような状況にならないですし、しょっぱなの答弁ですらこういう状況であれば、もう少しきちんとした答弁ができるまで休憩してもらいたいぐらいですが、どうですか。

○委員長

私のほうで判断させていただきます。

今、濱本委員からは、長の、小樽市の最高責任者として、部下のそのようなミスがあった場合には、おおよそ、

過去の市長の例をとると、この議会に対しては、それなりのお話、謝罪、そういうこともあったと思います。それに対して、答弁は変わりませんか。

（「変わらないというか、繰り返しになってしまいますけれども、よろしければ」と呼ぶ者あり）

○市長

先ほどもお話ししましたが、総務部長もそのような責任者の一人として鑑み、先ほどのように話をさせていただいたというふうに思っておりますので、それについて私自身は、受け止めているということでございます。

○濱本委員

自民党が最初で、ほかの会派の質問の時間のこともありますので、休憩をとることは言いませんけれども、はっきり言って、非常に残念というか、このような議会、このような委員会を、今まで 8 年間、9 年目に入りましたが、このような市長答弁をいただいた記憶は一つもありません。13 日にもありますけれども、今日は私だけでも 20 分ぐらい使っています。5 分の時間で往復 10 分ということで、ほかの会派の皆さんの時間をカウントしないことによって費やすのも非常に心苦しいので、はっきり言って、ふんまんやる方ない、そういう思いで質問をやめます。

○委員長

自民党の質問を終結し、共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

この参与に関してのことといたしますのは、昨日、各会派に示されたばかりでありまして、この検討内容も、具体的なものと言われてはいますが、それも十分なものではない。そうしたことから、日本共産党としても、現段階で是非について判断できる段階にはないというふうに考えております。

しかしながら、次の 3 点がクリアされているか、これが判断の基準になるのではないかなと思うのです。第 1 に、庁内の合意がされているかどうかということ、第 2 に、法的手続は守られているかどうかということ、第 3 に、議会や市民への説明責任は果たされているかどうかということです。

◎参与の任用に係る庁内合意について

本日は、時間も限られておりますので、まず、庁内合意がされているかについて伺いたいと思います。

最初に、この参与の問題についてかかわっているのは一体誰なのか、お答えください。

○総務部長

かかわっているというのは、恐らくこの参与のことについて、各会派説明をしたような協議をしているという者の構成かというふうに理解いたします。それで申しますと、第 3 回定例会以降については、私、総務部長と、それから、賃金の関係と報酬等の関係もでございますので、財政部長と、それから、除雪の関係等もでございますので、建設部長ということで入っております。

○酒井（隆裕）委員

お答えになったとおりだというふうに思うのです。ただ、こうした問題にかかわらず、庁内の中でしっかり合意をとられるというのは、やはり大前提だと思うのです。少なくとも全部長、それから次長、こういった方の、合意と言うかどうかは別として、合意はやはりなかったらならないのではないかなと思うのですけれども、こうした職員間の合意形成に向けてこれまでどういった努力をされていたのかということについて、伺いたいと思います。

○総務部長

全部の部長とか次長とかに合意をとるということについては、かなり難しいかと、全会一致的な合意というのは、形成は難しいかというふうには思いますけれども、第 2 回定例会においては総務部が担っていたということがございますのに対して、第 3 回定例会以降は、申しましたように、ほかの部長も入っているということで、そのようなかかわりを持っていただいているということで努力しております。

○酒井（隆裕）委員

この参与の任用ということで、嘱託員ということでもありますけれども、これについては市長の裁量権の範囲だということですが、要は、やはり市職員の意見をしっかり酌み上げていくというのが大切ではないかなと思うわけがあります。ここで、これから例えば、部長などとともに話し合う場を設けるとか、職員の中で無記名のアンケートを実施するなど、方法は幾つかあると思うのです。ただ、職員の意見を酌み上げるということは、やはり何よりも必要だというふうに思うのですけれども、そういった意見を酌み上げる考えはあるのでしょうか。

○市長

今、総務部長からお話があったように、そういう意味では、関係部の部長の方々と今まで協議してきたという事実がございます。今の御指摘のとおり、今後においてそのような努力も重ねながら、より皆様からの御指摘をいただいたことも含めて対応できるように努力してまいりたいと思っております。

○酒井（隆裕）委員

対応はあると思いますけれども、職員の中で意見について統一していくことがやはり大事だと思うので、これはしっかりやっていただきたいと思います。

◎参与の任用に係る法的手続について

次に、法的手続は守られているかについて伺います。

まず確認したいのは、参与の現在の身分であります。地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に基づく嘱託員ということによろしいでしょうか。

○（総務）秘書課長

現行の参与の身分につきましては、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員という形で認識しております。

○酒井（隆裕）委員

非常勤の嘱託員ということで、特別職ということになるというふうには思うのですけれども、特別職であっても、従属される労働者である者については、労働基準法が全面的に適用されるというふうに法解釈ではされているのですが、そういった解釈でよろしいでしょうか。

○（総務）職員課長

参与を含みます本市の嘱託員につきましては、労働基準法が全面適用になるというふうに認識しております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、根拠について伺いたいと思います。

地方公務員法第 4 条第 2 項で「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない」と規定されているわけであります。また、本条第 2 項を受けて特別な定めを置く法律は存在しないというふうに解されているわけであります。したがって、この問題については、小樽市嘱託員就業規則が根拠となるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）職員課長

本市の嘱託員の勤務条件等の身分取扱いの根拠ということで申し上げますと、労働基準法及び同法第 89 条の規定に基づく小樽市嘱託員就業規則が本市の嘱託員の身分取扱いの根拠となるものと認識しております。

○酒井（隆裕）委員

では、小樽市嘱託員就業規則第 14 条と第 4 条を読み上げてください。

○（総務）職員課長

まず、小樽市嘱託員就業規則第 14 条ですが、この見出しは「解雇」となっております。第 14 条第 1 項は、「市長は、次に掲げる事由があると認めるときは、任用期間の中途において、嘱託員を解雇することができる」となっ

おりまして、第 1 号が「嘱託員が心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないこと」、第 2 号が「第 4 条各号に掲げる事項のいずれかに違反する行為があったこと」、第 3 号が「職制の改廃又は予算の減少により廃職又は過員が生じたこと」となっております。第 2 項は、「嘱託員を解雇する場合の解雇予告及び解雇予告手当については、労働基準法第 20 条に定めるところによる」という規定となっております。

今、申し上げた中の「第 4 条各号」ということなのですが、第 4 条の規定は、見出しは「服務」となっております。「嘱託員は、任用期間中においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第 4 号に掲げる事項は、その職を退いた後においても、同様とする」となっております。第 1 号が「次条に定める勤務時間内においてその職務に専念すること」、第 2 号が「職務を遂行するに当たって法律、条例、規則その他の法令に従うこと」、第 3 号が「上司の職務上の命令に従うこと」、第 4 号が「職務上知り得た秘密を漏らさないこと」、第 5 号が「その職の信用を傷つけるような行為をしないこと」、以上でございます。

○酒井（隆裕）委員

市長は、記者会見などでも述べられたとおり、正当な理由なく解雇を行うことができないというふうに述べられております。今、述べていただいたのですけれども、その中に当てはまらないというふうにお考えでしょうか。

○（総務）秘書課長

参与を含む嘱託員の解雇理由は、嘱託員就業規則第 14 条第 1 項各号に限定的に列挙されていると認識しており、これに当たらない理由により解雇することは、一般的な法理としての解雇権の濫用に当たるものと考えております。参与に関しまして、就業規則第 14 条第 1 項各号に照らして申し上げますと、心身の故障のため職務遂行に支障があるわけではなく、就業規則に定める服務違反が認められるわけでもありません。

（「服務違反あったじゃない」と呼ぶ者あり）

また……

（「あったじゃない」と呼ぶ者あり）

（「時間外勤務があったじゃないか」と呼ぶ者あり）

嘱託員という制度が改廃されたわけでもなく、流用という手続によるものであったとしても、予算上、年度内に支払うべき報酬は計上されております。このことからいたしますと、参与につきましては、就業規則に定める解雇理由に当てはまらないものと考えられますので、現状で解雇することは、解雇権の濫用に当たるおそれがあるというふうに考えております。

○委員長

市長は、補足はよろしいですか。

○市長

結構です。

○酒井（隆裕）委員

限られた時間でありまして、今回については、合意について、それから身分、根拠について確認いたしました。次回、委員会があるということでございますので、次回の検討内容について、中身を含む事項について質問いたします。

○委員長

共産党の質問を終結し、公明党に移します。

○齊藤委員

◎参与を正当な理由なく解雇できない根拠とした法令の誤りについて

まず、先ほども濱本委員からもございましたが、昨日の市長記者会見、また、総務部長の各会派への説明、その

中において根拠法令の錯誤、これについて、市長から陳謝を求めます。

○市長

先ほど話をさせていただいたとおりでございます。

○斉藤委員

先ほども、濱本委員の質問に対しても、明確な陳謝はございませんでした。時間もございませんので、質問の重複になりますので、陳謝するおつもりがあるのか、ないのか、明確に、あるのか、ないのか、それを、先ほど言を左右にして明確にしなかったのですよ。陳謝するのか、しないのか、明確に答弁していただきたい。

○市長

先ほど総務部長がそれについて誠意を持って皆様に対して謝罪しておりますから、それについて私は受け止めているということで、先ほど話をさせていただいているところでございます。

(発言する者あり)

○斉藤委員

総務部長ではないのですよ。市長の責任をただしているのです。陳謝すべきだと思いますが、するのだから、しないのだから、明確に答弁してください。

○市長

先ほど話をさせていただいたとおりでございます。

(「だめだ、それじゃ」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

市長の陳謝があるまで、このまま待ちます。

(「ただ時間が過ぎちゃうよ。もったいないよ。やったほうが、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

(「委員長、答弁促したほうがいいよ、そんなもの」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、いかがですか。斉藤委員からは、陳謝というお言葉がありました。そのことについて、されるのか、されないのか、その意思表示だけしていただけますか。

(「しないなら、しないって言えば、済むことでしょう」と呼ぶ者あり)

(「委員長、促してください」と呼ぶ者あり)

(「委員長、進行してくださいよ」と呼ぶ者あり)

市長、よろしいですか。簡単なことだと私は理解しております。私は、独断で言うわけにはいきませんが、今の市長の態度だと、どうしてもされるとは思えません。それでよろしいですかね。

(発言する者あり)

沈黙のままですが、いかがですか。

○市長

先ほど話をさせていただいたとおりでございます。

○斉藤委員

そうではないです。陳謝されるのか、されないのか、それをお答えいただきたい。

(「委員長、答弁を促してくれないと困る」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長に申し上げます。このままだと、我々に残された時間にも限りがあります。また、市長におかれましても、公務がございます。その部分について、市長に対しては、態度を明確にしていきたいと思います。いかがですか。

(「陳謝しないなら、しないで」と呼ぶ者あり)
(「はっきり言えばいいじゃん」と呼ぶ者あり)
(「しないなら、しないと言ってくださいよ」と呼ぶ者あり)

○市長

先ほどお話ししたとおり、総務部長がそれに対して責任を持って話をさせていただいておりますので、それを受け止めているということでございます。

(「いや、受け止めているじゃない」と呼ぶ者あり)
(「イエスカ、ノーか」と呼ぶ者あり)

○斉藤委員

陳謝するのか、しないのかと聞いているのです。どちらかで答えてください。

○委員長

いかがですか、市長。その答弁で変わりはないということでよろしいのですね。

(「違うって」と呼ぶ者あり)
(発言する者あり)

○市長

変わりはありません。

(発言する者あり)
(「それじゃ答弁になっていないでしょう」と呼ぶ者あり)
(「それではだめだと言っているのですよ。するのか、しないのか、どっちかと聞いているのです」と呼ぶ者あり)
(発言する者あり)

○委員長

このままだと、この委員会が休憩に入らざるを得ないと私は考えています。

(発言する者あり)

市長におかれましては、再度、私から促しますが、斉藤委員の質問に対して真摯に向き合っていただけないでしょうか。市長の答弁を求めます。

(「受け止めているということが陳謝だということじゃないんですか」と呼ぶ者あり)
(「違う」と呼ぶ者あり)
(発言する者あり)

○市長

先ほど話をさせていただいたとおりでございます。

(「それは答弁じゃない」と呼ぶ者あり)
(「答弁じゃないわ」と呼ぶ者あり)
(「それは、申しわけないけど、答弁じゃない」と呼ぶ者あり)
(「そんなの答弁だと言ったら、大変なことだよ」と呼ぶ者あり)
(「23時59分まで大丈夫ですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

私から、どちらかの判断というのは申し上げられませんが、市長におかれましては、明確な答弁とは私は思っておりません。その点について、再度、市長の答弁を求めたいと思います。

○斉藤委員

休憩しないでください。私は、市長が答弁されるまで待たせていただきます。

○委員長

再度、斉藤委員からの質問であります。先ほどから市長のお言葉を聞いていると、市長本人の意思とは私は判断できません。そういった意味で、市長が受け止めている部下の責任の所在、その部分については、私は市長にあると考えております。市長の意思を明確にさせていただきたいと思います。答弁を求めます。

○斉藤委員

難しいことは聞いていないですよ。陳謝されるのですか、されないのですか、それだけ聞いているのですよ。陳謝しないと言え、次の質問に移ります。

○市長

先ほども話をさせていただきましたけれども、総務部長が責任者の一人としてそれについて対応しておりまして、それに対して私自身は、重く受け止めているということでございます。

○委員長

再度、私から申し上げるまでもないと思うのですが、それでは市長の答弁にはなっていないと判断しております。そういった意味で、市長に再度お聞きいたします。斉藤委員は、市長に責任があるのか、ないのか、その点を明確にさせていただきたいということを申していると考えております。

(発言する者あり)

ですから、その意味で、陳謝されるのか、されないのかということです。

○市長

今のことに對して答えてもよろしければ答えますけれども、責任は持っているというふうに思っております。

(「委員長が質問しているんじゃないんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「責任ないわけないよ、任命権者だもの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○斉藤委員

責任を持っているというのと、責任があるというのと、全然違いますね。明確に陳謝をするのか、しないのか、教えてください。

○委員長

市長、いかがですか。今の市長のお言葉をかりますと、責任があるということで市長が発言されておりました。そういった部分では、議会に対しての謝罪をされるのか、されないのか、その点について明確な態度を示していただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

○斉藤委員

私は非常に不満です。このように黙っていれば、委員会というのは、また次の話に移って、次の委員が質問して、それで過ぎていくと市長に思われたくないと思います。厳しいのですよ。議会でいいかげんな答弁をして、質問に誠実に答えない。聞かれても、それに正面から向き合わない。許されないのですよ、そのようなことは。待ちますから、教えてください。

○市長

先ほどから答弁させていただいているとおりでございます。

○委員長

市長、いかがですか。そのことについて、先ほどから同じ答弁の繰り返しですが、斉藤委員からは、されるのか、

されないのか、単純な質問でございます。それについて、再度、市長の答弁を求めたいと思います。

（「もう一度答弁をということですか」と呼ぶ者あり）

誠実な答弁です。

（「陳謝するか、しないか」と呼ぶ者あり）

斉藤委員からは、陳謝について、するか、しないか。

○市長

先ほどよりお話ししているように、冒頭において総務部長から謝罪させていただいておりますので、それを受け止めているということでございます。

○斉藤委員

いや、これから質問しようと思っていることがいっぱいあるのですけれども、こういう不誠実な態度に対してこれ以上質問を続けることはできませんので、私は終わります。

○委員長

公明党の質問を終結し、民主党に移します。

○佐々木委員

◎参与を正当な理由なく解雇できない根拠とした法令の誤りについて

ほかにも質問をいろいろと考えてはきているのですが、今までの話の中で、何点か確認のためにお聞かせ願いたいのですが、市長、定例記者会見の発言における訂正とおわびをされています。10月定例市長記者会見の発言における訂正とおわびについてという文書が出されています。この中で市長は、「報道各社には正確な情報をお伝えせずご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます」と、これはおわびを述べられておりますけれども、どうしてこのところではおわびをされているのでしょうか。

○市長

記者会見におきまして、私自身、直接、記者の皆様に対して話をし、記者の皆様に対して混乱を招いたということがありましたので、このような形で提出させていただく予定でございます。

○佐々木委員

予定ということで、私は、先走ってこれを言ってしまったのかな。そういう予定だということで、市長は自分の発言は自分できちんと、直接言ったことですので、これについては自分が責任をとる形で謝罪される予定であるということだと思うのです。

それで、もう一つ聞きたいのは、総務部長が昨日の午前中に、私たちの会派を含めて、議長、副議長のところにも説明に来られております。その中での発言に訂正があったということで報告を受けておりますけれども、部長は自分の意思で私たちのところへ説明に来られたのか、それとも、市長の指示で来られたのか、どちらでしょうか。

○総務部長

市長と私どもで協議して、私が各会派に回るということで参りました。

○佐々木委員

協議をした上でということは、市長もお認めになった上で来られたというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○総務部長

私はそのように受け止めております。

○佐々木委員

市長、そういうことで部長に私たちのもとへ回ってもらったというふうに考えてよろしいでしょうか。

○市長

その訂正について、説明に回りますということで受け止めております。

（「訂正じゃないよ」と呼ぶ者あり）

（「違う、違う、違う。その前、説明」と呼ぶ者あり）

（「訂正じゃなくて説明、その前の段階だから」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。会派に対しての説明に何うということで確認しております。

○佐々木委員

確認したということは、市長も了解した上で来たというふうに押さえさせてもらっていると思うのですが、その内容についても、今のお話ですと、事前に打合せをして、その中身について協議した上で来られたということなので、私たちに説明される内容についても市長が了解して、そのことについて説明に来たというふうに、そのところは思っただけでよろしいでしょうか。

○市長

内容を理解していたかどうかということですか。

（「うん」と呼ぶ者あり）

そのとおりでございます。

○佐々木委員

であれば、市長、そのところで、誤った見解の部分も含めた説明を部長が説明に来た、その中身について市長も了解していたということですね。そうすると、記者会見の発言のところで、報道各社に正確な情報をお伝えせず御迷惑をおかけしたということを理由におわびを申し上げているわけですが、そのところは、部長が言ったからということも当然あるでしょうけれども、このところでは、直接ではないにしろ、直接とほとんど同様の意味で、市長がお認めになったことを伝えたという意味では、正確に情報を伝えなかったことについては市長にも責任がありになるという部分では、報道にしたおわびと同じレベルのおわびをするという必要があるように思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

（「まただんまりかい」と呼ぶ者あり）

（「よく考えてください」と呼ぶ者あり）

○市長

先ほど話をさせていただいたとおりで、総務部長のほうでその訂正のことで各会派に回らせていただくという話を確認させていただいたということですので、それに対しての対応をお願いしたということです。先ほどお話ししたように、報道各社に対しては、私自身、直接、混乱を招くような出来事があったので、このように対応させていただいたということでございます。

（「議会に対しても」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○佐々木委員

（「何よ、それ」と呼ぶ者あり）

正確な情報をお伝えしなかったことが、報道へのおわびの理由ですね。私たち議会にも、正確な情報が結果として伝わってこなかったということになっています。そして、その伝わった内容を、伝えたのは総務部長ですが、その内容については、市長の責任でもって部長が伝えに来ているわけです。先ほど、責任はあるのだというふうに市長はおっしゃいました。そういう部分で、その責任の範囲の中で、これについては、やはり市長の一定の責任の果たし方というものをどこかで見せていただかなければ、報道には謝るけれども、私たちには、ということでは、不十分になってしまうというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○市長

私自身は、総務部長が会派の説明において責任を持って適切に対応されたというふうに踏まえておりましたので、そのように受け止めているということでございます。

○佐々木委員

私は、ここをあまり深くやるつもりはないのですけれども……

（「やりましょうよ」と呼ぶ者あり）

いやいや。要は、伝えたと思っていたということですよね。総務部長がきちんと伝えてくれていたと思っていたと、だけれども、残念ながらそうではなかったというのが、結果ですよね。先ほどから何回も話が出ているように、この市長が謝った部分についても、総務部長は同じ言葉を使って説明に来ているわけですから、それについてやはり市長がそのところで総務部長一人にその責任を全て押しつけてしまう、言葉は悪いですが、そういう結果になってしまって、それでは、総務部長がそのところについては、総務部長が自分で勝手に言ったのだったら別ですよ、総務部長が自分で勝手に思いついて、市長はたぶんこのようなことを思っているのだろうなということで勝手に想像して、そして、言ってしまいましたというのだったら、これは当然、総務部長が謝って、それで私はいいと思うのですが、今、確認したように、市長はこういう中身の発言をしてきてください、中身を説明してきてくださいということを十分に事前に打ち合せた上で送り出しているわけですから、それについては部長一人の責任ではないというふうに思うのですけれども、その部分の責任について、やはり市長も背負うべきであろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市長

総務部長自身も、その責任者の一人としてその責任を受け止めてその対応をしていただいたというふうに思っておりますので……

（「それはそこでいいですよ。それはいいですよ」と呼ぶ者あり）

ですから、私はそれを確認して受け止めていたということでございます。

（「市長の責任、総務部長の責任、同じだろう、それなら」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

市長、受け止めるというのをどういう意味で市長がおっしゃっているのかというところが、私は一つわからないところなのですから、受け止めるという言葉はどういうことなのでしょう。もう少しわかりやすく、その意味が伝わらない、私たちはわからないのですよ。受け止めるという意味は、それについてやはり自分もその責任の一端があるというふうに、部長だけではない、部長も謝っているけれども、自分にも責任の一端があるのだという意味なのですか。それとも、いや、聞いたよと、部長は謝っているのだから、自分は謝らなくていいというふうに、聞いたよという意味なのでしょうか。

○市長

今、責任は共有しているということではあるというふうに思います。

（発言する者あり）

ですから、それに対して責任者の一人として総務部長にも対応していただいておりますし、先ほどお話ししたように、私自身も責任を持っているというふうに思っておりますので、このように考えております。

（「責任を持っていると」と呼ぶ者あり）

○佐々木委員

責任を持った人のその責任の果たし方、見せ方というものを、たぶん、私たちだけでなく、市民の皆さんもですし、市職員の皆さんが、市長のその責任の果たし方を見ていると思うのです。そういったときに、前にも話をさせてもらったけれども、チームというものを一つとして考えたときに、チームの監督なりコーチなりキャプテンなり

が責任者としての責任のとり方というものをいかに果たしているかで、チームは変わってきますよ。今回、私が聞いていて、このようにやっていて残念なのは、部長に、あなたが言ったのだから、あなたの責任だから、あなたが勝手に自分で責任をとってきなさいということになってしまうと、市長から何かをやってと言われて命令を受けた人が、今度は自分が責任を逃れることしか考えませんよ。そうすると、市長の目指しているような市政はできない。みんながよかれと思って、市民のためによかれと思って、そのためには最後は責任は市長が持ってくれると思うから、いろいろなことができるのですよ。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

だから、私は、こここのところでこの話をさせてもらった。だけれども、今の市長の最後の発言だと、そこは悲しいところです。もう少し考えていただければと思って、私の質問は終わります。

○委員長

民主党の質問を終結し、新風小樽に移します。

○安斎委員

◎参与を正当な理由なく解雇できない根拠とした法令の誤りについて

皆さん、各会派からいろいろ質問がありましたけれども、私からも質問させていただきます。時間に限りがありますので、端的に伺いますけれども、直接自分が発言したこと以外は、発言した部下が責任をとって謝るべきで、自分はその責任を持っているが、謝る必要はない、そういうお考えでよろしいのでしょうか。

○市長

そのようには思っておりません。

（発言する者あり）

○安斎委員

では、どう思っていますか。

○市長

今、佐々木委員からも、チームの例えを含めてお話をいただきましたけれども、そういう果たし方というか、それについては、私もこれから勉強し、考えていかなければならないというふうに感じています。

（発言する者あり）

○安斎委員

いや、これから勉強することではなく、人として当たり前のことで、誰かに、議会に簡単に謝るなど言われているのですか。

○市長

責任を押しつけるという考え方のもので対応しているわけではないということでございます。

（発言する者あり）

○安斎委員

佐々木委員からもお話がありましたけれども、やはり、組織のトップに立つ者というのは、全て自分が責任をとるのだというふうにやっていかないと、部下はなかなか動きづらいのです。今回のように、あなたが発言したから、あなたが謝りなさいという形では、なかなか組織の人間は動きづらいと思いますので、本当に簡単に、ただ一言、私も一緒に協議して、私の指示で行ってもらいました、私にも責任があります、申しわけございませんと言えば、円満にただ議会が進むだけで、どうにかそこを、なぜいこじになるのかがさっぱりわからないのですけれども、佐々木委員が言ったこと、私が言ったことを含めて、謝るべきだとは思わないのかどうか、伺いたいと思います。

○市長

総務部長として、各会派の皆様に対して説明するという枠組みの中で重責を果たしていただいているので、私としてはそれを認めているということではあるのですけれども、それを、先ほど言ったように、押しつけるとか、そういう概念の下で対応していたわけではないということでございます。

(発言する者あり)

○安斎委員

市長がもしそういう概念ではないということだと、逆にもっと罪なのです。私たちとしては、たぶん職員もそう思いますけれども、そのようにしか捉えられませんので、その考えは正して、もう一度考え直したほうがよいと思います。今後、まだ３年半、任期がありますから、全く今までのやり方も、何度も指摘していますけれども、組織を動かそうとしている人間の発言とか態度だったりとかしませんので、今のはそう思いませんので、考え直したほうがよいと思います。もう一度、考え直してからでもいいので、答弁を求めます。

○市長

今の安斎委員の御指摘だったり、先ほど佐々木委員からもそのようなアドバイス等をいただいておりますけれども、そのようなことを受けて、これからより成熟できるように努力していきたいというふうに思っております。

○安斎委員

では、今回はこの対応でよろしいというお考えでいいですか。それだから、たぶん、議会が、とまるというか、全然動かないのですよね。できれば、今、考え方を直して、陳謝していただければ、たぶん次の議会は、もっとよりよい議会運営になると思いますので、最後にもう一度だけ、最後というのは質問の最後ではなく、これについて最後といいますか、これ以上言わせないでいただきたいというふうに思いますので、改めて考えを伺えますでしょうか。

○市長

今御指摘いただいたようなことを真摯に受け止めて、これからしっかり頑張ってまいりたい、このように考えております。

(発言する者あり)

○安斎委員

では、今回は陳謝しないということではよろしいですね、これからということですから。

○市長

それについては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

(「答弁していないって」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

◎定例市長記者会見における市長の、参与の解雇が「人権問題にも発展しかねない」との発言について

それでは、来週みっちり時間がございますので、そのときにさせていただきますけれども、市長が発言された記者会見の報告内容の中で、人権問題に発展しかねないとおっしゃったところ、何の人権問題に発展しかねないのか、御説明をお願いします。

○市長

資料等でも提出させていただいておりますけれども、現在、一生懸命働いている方に対して、正当な理由なくやめさせることが、そのような問題に結びつきかねないということでございます。

○安斎委員

市長の考える人権とは何ですか。

○市長

その方自身の権利というか、人格を阻害することがないようなことが、いわゆる人権ではないかというふうに考えております。

○安斎委員

では、どこが人格を否定しているのですか。簡単に人権問題とか言わないほうがいいですよ。

○市長

先ほど話をさせていただいたように、その方自身が真剣に仕事に取り組まれている、その中で、理由なくやめさせることに對して、その問題にかかわりかねないということで話をさせていただいたところでございます。

○安斎委員

人権についての答弁になっていないです。

○委員長

安斎委員の質問に対しての明確な答弁ではないと私も考えております。市長に再度、今のことについて答弁を求めたいと思います。

（「中学校の教科書で基本的人権三原則って出てきています」と呼ぶ者あり）

（「本当ですね。今、持ってくればよかったです」と呼ぶ者あり）

（「調べてきてください」と呼ぶ者あり）

○市長

人の権利、人の権限又は今御指摘のあった基本的人権の枠組みもそうですけれども、その方が有している基本的なもの、その権限、それをいわゆる及ぼすことが人権問題になるのではないかとということでございます。

（発言する者あり）

（「アムネスティの世界だよ」と呼ぶ者あり）

（「違う」と呼ぶ者あり）

（「人権の定義を聞いている」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

これは、人権という言葉を出すと、さまざまな部分で問題が出てきます。憲法上保障されているものですよ。それを簡単に、単にみずから任用を勝手に決めて、そして自分で9月30日に区切っておいて、それが今度、条例等が議会で否決されたから、では、それでやめてくださいということを、それで人権の問題とイコールにさせていること自体が問題なので、これは市長の発言ですから、人権問題については撤回を求めます。

（「撤回」と呼ぶ者あり）

人権問題という言葉の撤回を求めます。

（発言する者あり）

○委員長

市長、いかがですか。今、安斎委員の御指摘がありました。答弁を求めます。

○市長

私自身の認識の問題だったのかもしれませんが、それについて、結びつきかねないという危機感というか、懸念を感じたということがあって発言させていただきました。

○安斎委員

それがどこの人権の部分にかかわってくるのかを理解しないで発言していることが問題だと思いますので、きちんと説明して私たちが納得がいくなら、そのままでもいいですけれども、きちんと説明できなければ、この発言は撤回すべきだと思います。

○委員長

答弁を求めます。

○市長

改めて、適切な言葉が、当たるものがあるかどうかということは、もう一度これから考えて調べてみたいというふうに思います。

(発言する者あり)

(「だめだよ。何言っているんだよ、本当に。何言っているんだよ」と呼ぶ者あり)

○安斎委員

この部分には時間を要してでも明確な答弁がないと、会議録にも残って、いろいろなことに影響しますので、人権問題、基本的人権の部分において明確に、調べて、その認識が市長のその認識のまま合っているのであればそれでよろしいので、ぜひ一度休憩して、調べて、戻ってきてもらいたいと思います。

○委員長

いかがでしょうか。御答弁できますか。

(「市長が、だって人権擁護委員の委員とか、議案で出していますよね、これ、人権にかかわってきますから」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いかがですか。答弁ができなければ、調べてきていただきたいと思います。

(発言する者あり)

(「人権」と呼ぶ者あり)

(「基本的人権を調べれば出てきますので」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「基本的人権とこの人権問題ということをイコールだということをおっしゃられているのですか」と呼ぶ者あり)

(「そうです。もちろん。でも、その意味で使っているのですよね」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

いかがですか、理事者の皆さん。

(「調べたら、すぐ出てきますので、10分、15分」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「はい、お願いします」と呼ぶ者あり)

それでは、御答弁がないので、休憩いたします。その間、理事者の皆様は、今の安斎委員の質問にお答えできるように整理して、またお集まりいただけますよう、お願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7 時15分

再開 午後 8 時14分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

理事者からの答弁を求めます。

○（総務）秘書課長

先ほど、安斎委員の御質問、人権ということでございます。

人権とは、幅広い概念であります。一般的には、人間として生まれながらに持っていると考えられている基本的人権ということだと思います。日本国憲法において人権が規定されており、このたびの参与に当てはめて申しますと、最も適合するのは、勤労の権利ではないかと思えます。今回、法的根拠がない中で参与を解雇することが、この勤労の権利が守られないことになるのではないかと懸念したために、記者会見であるような発言になったものでございます。

○安斎委員

では、一つだけ質問させていただきますが、その勤労の権利というのは、何なのでしょうか。

○（総務）広報広聴課長

勤労の権利につきましては、日本国憲法第27条で規定されているものですが、第2項におきまして、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」ということで、要は、勤労の権利というのは法律で定められているということだと、いや、勤労の権利というか、勤労の権利の構成する一つの要素として、そういうものが法律できちんと定められているということだと思います。

○安斎委員

では、今回の報告内容については、参与の勤労についてお話ししたということですね。

○（総務）広報広聴課長

それに限定するということではないと思うのですが、その大きな権利としては、勤労の権利というのが阻害されるのではないかと懸念を感じているということだと思います。

○安斎委員

もう一度この報告内容について読んでいただきたいのですが、私の理解としては、解雇の話をしていると思うのです。記者会見で、解雇の話で人権の問題を取り上げています、今の勤労の権利を侵すと。

○（総務）広報広聴課長

これは直接、勤労の権利ということではないのかもしれませんが……

（「じゃないのだったら、これ人権問題の話をして……」と呼ぶ者あり）

私の答える中身ですが、基本的に、一般的に、人の自由だとかというものについては、法定手続というのが必要になってくるということだと思います。それで、勤労の権利につきましても、基本的な人権として、働く権利というのがありまして、それを奪うということは、この権利を侵すということなのですが、いわゆる、法によらずに勤労の機会というのを奪うということが権利の侵害ということになると思いますので、今回、解雇というその行為がこの勤労の権利というのを奪うことになるのではないかと、いや、いわゆる法に根拠のない解雇が勤労の権利を奪うことになるのではないかとということで発言したということだと思います。

○安斎委員

それであれば、労働基準法と小樽市嘱託員就業規則にのっとって、どうしてそれに当たるのかを御説明いただきたいと思えます。

（「法の根拠がないということ」と呼ぶ者あり）

嘱託員就業規則には、解雇する場合のことに触れているのに、なぜ勤労の権利と話をすり替えられているのでしょうか、みずからが根拠と示した労働基準法、嘱託員就業規則の中には、解雇について明記されていますので。

○（総務）広報広聴課長

今の就業規則の中で、解雇の条件が示されていると。それで、このたびの参与について当てはめると、この解雇の条件というのが当てはまらないのではないかと。そういう中で、今回、解雇するというその行為が彼の勤労の権

利を奪うことになる、という理解だと思います。

○安斎委員

では、嘱託員就業規則の第 4 条各号に掲げる事項のいずれかに違反する行為があったことの各号を説明してください。

○（総務）職員課長

今のは、解雇の関係なのか、それとも第 4 条……

（「4 条」と呼ぶ者あり）

第 4 条はサービスの規定ということになるのですけれども……

（「（解雇）第 14 条の 2 号」と呼ぶ者あり）

その……

（「はい。第 4 条各号に掲げる事項」と呼ぶ者あり）

第 4 条各号に掲げる事項ということで、第 4 条の各号ですけれども、まず一つが、次条、次の条ですが、それは勤務時間等を定めている規定でございます。「次条に定める勤務時間内においてその職務に専念すること」。第 2 号が「職務を遂行するに当たって法律、条例、規則その他の法令に従うこと」、第 3 号が「上司の職務上の命令に従うこと」、第 4 号が「職務上知り得た秘密を漏らさないこと」、第 5 号が「その職の信用を傷つけるような行為をしないこと」、以上でございます。

○安斎委員

先ほど酒井隆裕委員からも質問があつて、そのことを読み上げていただきましたけれども、7 月 2 日の総務常任委員会の資料、9 月 17 日の総務常任委員会の資料を見ると、就業規則に違反しておりますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○総務部長

確かにそのときにおいては、就業規則に反しているという形になっているかと思います。それが、そういう状態が何度も続く、それから、注意してもやめないということになると、これはいよいよ本当に違反ということになっていくのかと思いますけれども、このたびについては、本人も知らない、わからないという部分があったということでございますので、そういった 1 回程度のことであれば……

（「1 回程度」と呼ぶ者あり）

程度というか、そういうことであれば、またそれはいきなり法違反ということまではいかないかというふうに思っております。

（「発言の訂正を求めます。市長もおかしいと思われますよね。1 回程度ではなかったですね」と呼ぶ者あり）

○委員長

いかがですか。今、委員から指摘がありましたが、1 回という程度ではなかったという確認です。

（「私が 7 月 2 日に指摘したのは、日曜日に業務で来ていたと。そのとき指摘して、では、気を付けますと言った後、9 月の定例会で濱本委員からも御指摘があったと思われますけれども、それを含めて 1 回程度と言われるのであれば、今までの議会審議を冒瀆しているとしか思えません」と呼ぶ者あり）

○総務部長

失礼いたしました。記憶的に、最初の部分しか想定になく、今、答弁してしまいました。さらにあったということであれば、また 1 回程度ということは取消しをしたいと思います。

（発言する者あり）

（「取消ししてどうするんですか」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

総務部長が先ほどおっしゃった何度かというのは、何度、何回だったらそれに当たるのか、御説明ください。

○総務部長

その何回というものは、法的にもたぶん何回というところまでは規定されていないと思いますので、私自身の感覚からしてもはっきりとは申し上げられません。

○安斎委員

職員課長に聞きますけれども、何度だったらこれに当たるのですか。

○（総務）職員課長

参与の時間外勤務のことをお話しになっているのかというふうに思うのですけれども、一般論で申し上げますと、時間外勤務というのは上司が命令して行うものということになりますので、もしそれを犯しているのであれば、上司の責任ということになるのが通常考え方だというふうに思います。それは、民間で考えていただきますとわかりますように、労働者の方が働いていて時間外勤務をしたから、あなたが服務違反をしているのだということにはならないのだということになりますので、その辺のことを考えていただけると御理解いただけるかというふうには思います。

○安斎委員

その上司に当たる方がわからないので、上司とは誰ですか。

○（総務）秘書課長

ここという上司は、嘱託員という位置づけでございますから、秘書課長という形になっております。

○安斎委員

それは、先ほど酒井隆裕委員に答弁された、上司である秘書課長の御答弁は、おかしいと感じているのですけれども、何と説明されましたか。問題ないとおっしゃっていませんでしたか。

○（総務）秘書課長

ただいまの安斎委員の御質問について、就業規則に定める服務違反が認められるわけでもありませんという部分であろうかと思いますが、そういう意味では、勤務時間ということの中で、上司である私のほうで、その部分での守られなかったということは、上司である私の責任であるというふうに感じております。

○安斎委員

参与は市長の直轄のアドバイザーということなので、直轄というと、なぜ秘書課長が上司になるのですか、全く理解できないのですけれども。直轄の意味と、秘書課長が上司であるということの御説明をしっかりといただかないと、理解できません。

○（総務）秘書課長

今、直轄であるということと、私、秘書課長が上司であるということでございます。

まず、直轄という部分は、職務の内容でございます。そういう意味で、私は職務の内容ということで申しましたが、いわゆる政策アドバイザーという形でございますので、市長直轄の政策アドバイザーという形で、市長に対してアドバイスする、あと、職員からの求めに応じてアドバイスするというような形になっております。

一方、身分に関して申し上げますと、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に基づく嘱託員という形になっております。小樽市役所の職制上、嘱託員という形は、それぞれの部署、部署という形に所属するという形になっております。そういった意味において、参与の職務は、直轄のアドバイザー、その中で、一番身近である秘書課に所属するという形で、私がいわゆる庶務担当上といえますか、その中で上司という形で位置づいております。

○安斎委員

時間も遅いので、1 点だけもう一回整理させていただきたいのですが、正当な理由なく解雇を行うこと、これを人権問題に発展しかねないというこの発言の責任はどなたにあって、誰がこれを考えて、そしてなぜ人権問題と発せられたのか、明確なお答えをいただきたいと思います。私としては、今回の部分、そちら側から明確な答弁がない限りは、この人権問題について、我々のこの議会議論での部分とそちらの言う解雇の部分が当たらないというふうに思いますので、撤回していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長

いかがですか。どなたが答弁なさるのですか。

もう一度質問の趣旨を申し上げますと、理事者側の答弁に対して、どのような人権問題というお言葉を出してされたのか、その部分がまずあると思います。そのほかに、その過程についてどうお考えなのかということもあると思います。その点について、お答えできる方。

○安斎委員

今回、秘書課長からお話がありました、法的根拠がない中で参与を解雇することが勤労の権利を侵すことになるのではないかと懸念したということですが、先ほど質問であったように、法的根拠がないということがそもそも全くのうそですね。労働基準法に準じた就業規則にのっとって雇っていると。そして、そこに解雇理由も述べられていると。そして、それと今回おっしゃっている勤労の権利をなぜ一緒にするのかと。その一緒にしようとしたのは誰なのかと。それを明確にお答えいただかないと、理解できません。

○委員長

再度、質問です。答弁をお願いします。

（「撤回すると言えば、終わります」と呼ぶ者あり）

（「撤回しな」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「勤労の権利じゃないから、撤回したほうがいいよ。労働基本権だよ、それは、今の市長が言っているのは」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「大変だよ」と呼ぶ者あり）

（「大変なことになりますよ、人権問題を簡単に発言したら」と呼ぶ者あり）

（「撤回しなさい」と呼ぶ者あり）

（「何のことはない、与党が言っているから」と呼ぶ者あり）

（「与党じゃないよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「陳謝すると言っていないので、撤回したほうがいいということで私のほうは指摘させていただいているので、それについてお答えいただければ」と呼ぶ者あり）

いかがですか。御答弁していただけますか。

（「判断できないことを」と呼ぶ者あり）

（「判断できないことを軽はずみに記者会見で言うのはだめですよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「市長の発言だからね」と呼ぶ者あり）

（「人権問題については、秘書課長も総務部長もおっしゃっていないので、市長から御判断いただければいいかなと思いますけれども」と呼ぶ者あり）

いかがですか、理事者を代表して、市長。

（「自分で記者会見で言ったんだから」と呼ぶ者あり）

（「いや、この人権問題というのは市長が言われたのだったら、また別ですよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

御答弁を求めます。

○市長

先ほど広報広聴課長から一つの代表としてということで話がありましたが、それだけではなく、人権においてはかなり広い範囲で考えられる部分があるというふうに答弁したかと思いますが、その中で、私自身、記者会見で話をさせていただいたのは、そのような問題に結びつきかねないという懸念を感じるということで話をさせていただいたということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○安斎委員

これは、我々が理解したとしても、ほかに、人権を守る団体はたくさんありますよね。こういった問題はかなりナイーブな問題なので、軽はずみに言ってしまうと大きなことになります。我々議員の一人が言っているのではなく、やはり、一つのまちの首長が記者会見で発言していることですから、我々に理解を求められても、大変な問題になると思いますし、しかも、勤労の権利と今回の話を一緒にしていること自体がそもそも違う、酒井隆裕委員からも御指摘がありましたけれども。ですので、人権問題に発展しかねないと思ったというだけで発言してしまうこと自体が、首長の発言としては軽いものだと思いますので、これについては撤回すべきだと思いますので、これについて御見解を求めます。

○市長

それについては、先ほど、当初に同じ質問があったと思うのですけれども、そのときに確認させていただいて、それに見合う言葉があるのであれば、そのときにもう一度検証したいということで答弁させていただいております。

（発言する者あり）

○委員長

済みません、市長、文言の整理なのですが、今、その文言に対して述べられないということは、後日、その文言を精査して示すという意味でそういう御発言をなされたということで受け止めてよろしいですか。

○市長

いや、先ほどそのように話をさせていただいたとおりでございます。

（発言する者あり）

○委員長

もう一度確認いたします。

文言の整理ということでよろしいということですか。ということは、今の安斎委員が言った人権問題に対しての、その人権問題という言葉を変えるという意味で受け取ってよろしいのですね。

○市長

いや、変えるかどうかも含めて、先ほど、たぶん今の質問は２度目だったと思うのです。ですから、最初に答弁させていただいたように、それに見合う言葉かどうかということを一度確認させていただいて、その上で判断したいというふうに思っております。

（発言する者あり）

○安斎委員

当初聞いたときと今ここで質問した後の発言が同じということ自体が、議会議論を軽視していると言いたい。今、問題点をお示ししましたよね。それを聞いて、また最初の答弁を繰り返すということ自体が、この質問の

間は何だったのかということになりかねませんので、今の質問を聞いて、最初の答弁ではなく、どのように感じたのかを伺えればと思います。この答弁で問題だと思いませんでしたか。思わないと言えば、もう人権問題について発展すると思っているのでそれでいいですということを議事録に残していただければ、後々問題になるということは忠告しますが、そのまま終わります。

○委員長

いかがですか。理事者の答弁を求めます。

（「市長が自分で記者会見で言ったんだよ」と呼ぶ者あり）

（「言われたんだったら、別ですよ」と呼ぶ者あり）

（「ゴーストライターかい」と呼ぶ者あり）

○市長

先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、記者会見においては、そのようなところに結びつきかねないということに懸念を感じたということで話をさせていただきましたので、そして、その言葉においては、先ほども言いましたが、もう一度確認させていただいた上で判断していきたいというふうに思っております。

（発言する者あり）

（「記者会見で質問で」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「委員長、答え出てこないから、安斎さんに時間残してもらって、次に回しましょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

もう時間はないです。

（「時間はないけど、答弁待ちになっちゃうから」と呼ぶ者あり）

要するに、市長は、そのお答えを保留するということでよろしいですね。

（「保留」と呼ぶ者あり）

お答えされていない、結論が出ていないということで、検討されるということですから、保留ということでよろしいですね。

（発言する者あり）

（「何で。答えていない」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「答弁出てこないから、もう、まずは次回のときに答弁させて、その上で安斎委員から質疑するというふうにしたらいかがですか、時間は残っていないけれども」と呼ぶ者あり）

（「それだったら、市長みずからが、次の議会までに答弁調整しますので、勘弁してくださいと言わなきゃだめでしょう、そんなの」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

いかがですか、市長。市長が今言ったことに対しての調整ということでありましたので、次回まで繰越しということでもよろしいですね。

（「13日の本委員会冒頭に御判断いただいて」と呼ぶ者あり）

13日にしっかりと示していただければ。よろしいですね。

（「市長が自分で記者会見で言ったことなんだから。誰かの原稿を読んだのかい、市長は」と呼ぶ者あり）

（「小樽市政始まって以来で前代未聞だよ、こんなの」と呼ぶ者あり）

(発言する者あり)

(「うん、そうです。それだったら、もっとなおさらです」と呼ぶ者あり)

(「自分で言ったの。質疑の中で人権問題と言ったわけじゃないのだから」と呼ぶ者あり)

まあ、そこら辺は発展しかねないから、まあ。

(「市長、答弁調整のために時間を下さいと言述べるんですか」と呼ぶ者あり)

(「時間ないから」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと決着つけてください」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「誰かが書いた原稿だったのか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「せりふまで教えてもらうのか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

再度、市長に伺います。今、市長がその言葉も含めて考えるということでありますから、保留でよろしいのですよね。次回の委員会で明確な御答弁をなさるということでよろしいのですね。

(「今、答弁できないとちゃんとやったほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「答弁調整のため、時間を下さいと言言えいいんです」と呼ぶ者あり)

(「答弁を留保させてください」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「ちゃんと決着つけてください」と呼ぶ者あり)

(「猶予は認めると言っているのに」と呼ぶ者あり)

譲歩しているのだよ。譲歩しているのだよ。

(「留保させてくださいと言えいいんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○市長

保留していただければ、助かります。

(「いやいや、ちょっと今の発言ではよくわからないんだけど」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは、もう一度。要するに、市長がお話ししたことに対して明確な答弁を調整すると先ほど御答弁なさいましたので、そのことについて、次回までの繰越し、積み残し、次回にはきっちりしたお話をしていただけるということで、市長からのお言葉をいただきたいと思います。よろしいですね、市長。

(発言する者あり)

(「積み残しじゃない。留保させてくれということだよ。議会に対して、留保をお願いしますと言わなければだめでしょう」と呼ぶ者あり)

○市長

調整する時間を与えていただけたら、助かります。よろしくをお願いします。

○安齋委員

私からもう一回言いますけれども、やはり人権問題というのはかなり大きな部分であります、秘書課長のおっしゃったとおり。ですので、やはり軽はずみにこういうことは発言しないほうがよろしいということ指摘させていただきますし、また、参与について、我々はやめさせろなどと一切言ったことはありませんで、市長みずから 9 月 30 日で区切って新たに非常勤の参与として条例と規則を出してきたのに、それを市長が、我々の指摘があったから

やめさせるとか、そういった発言になっていること自体が、そもそも参与の部分で、不当解雇の理由に、議会がそういう指摘をしていると言うこともおかしいですし、それをまた今度、人権の問題と言っていること自体が、到底おかしい話でありますので、しっかり整理していただいて、13日、冒頭に御説明いただきたいと思います。

なお、韓国ではゆっくりしてきていただきたいと思います。

(発言する者あり)

○委員長

新風小樽の質問を終結いたします。

以上をもって質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。